かながわRE100ロゴマーク使用取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、神奈川県（以下「県」という。）における再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の利用を広く呼びかけるため、かながわRE100ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を県機関以外の者が、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（ロゴマーク）

第２条　ロゴマークは、次のデザインを使用する。



２　かながわ再エネ電力利用事業者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けている県内企業等が、ロゴマークを使用するときは、認定証に記載されている色のデザインを使用しなければならない。

（使用許可の申請等）

第３条　ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、かながわRE100ロゴマーク使用許可申請書（第１号様式）を神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素担当課長（以下「課長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて事業連携をしている市町村においては、連携開始時点から許可を受けたものとみなす。

（使用許可）

第４条　課長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許可するものとする。

(1)　ロゴマークの品位を傷つけ、又は再エネ電力の利用の正しい理解の妨げになるようなとき

(2)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき

(3)　その他課長がロゴマークの使用について不適当と認めたとき

２　前項に定める許可は、かながわRE100ロゴマーク使用（変更）許可書（第２号様式）をもって行うものとする。

（無償使用）

第５条　ロゴマークの使用は、無償とする。

（データ加工の禁止）

第６条　ロゴマークの使用許可を受けた者が、ロゴマークを使用する際は、第２条に定めるデザインをそのまま使用し、「変形」や「回転」、「色の変更」、「影付け」、「縁取り」等の加工を加えてはならない。

（許可内容の変更）

第７条　ロゴマークの使用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、かながわRE100ロゴマーク使用許可変更申請書（第３号様式）を課長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　前項に定める許可は、第４条第２項による。

（許可の取消し）

第８条　課長は、ロゴマークの使用がこの要領及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

２　前項に定める許可の取消しは、かながわRE100ロゴマーク使用許可取消書（第４号様式）をもって行うものとする。

３　第１項の規定により許可を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

（使用の廃止）

第９条　使用者は、ロゴマークの使用を終了したときは、かながわRE100ロゴマーク使用廃止届出書（第５号様式）を課長に提出するものとする。

（法的責任）

第10条　県は、ロゴマークの使用者の活動について、いかなる責任も負わない。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

　　　　附　則

　この要領は、令和３年６月29日から施行する。

　この要領は、令和５年２月27日から施行する。

　この要領は、令和５年６月29日から施行する。